議案第75号

岩倉市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

岩倉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年12月2日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(岩倉市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 岩倉市職員の定年等に関する条例(昭和59年岩倉市条例第2号) の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 定年による退職等(第2条~第5条)
- 第3章 管理監督職勤務上限年齢による降任等(第6条~第11条)
- 第4章 定年前再任用短時間勤務職員の任用 (第12条)
- 第5章 雑則(第13条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年による退職等

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めて

いる管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員の退職により」を「当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に、「定年退職日」を「定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「、第1項」を「、第1項の規定により引き続き動務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項」に、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第5条中「その」を「、その」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢による降任等

(管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象となる管理監督職)

- 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 岩倉市職員の給与に関する条例(昭和46年岩倉市条例第33号) 第10条第1項に規定する職
 - (2) 岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和47年 岩倉市条例第14号)第4条に規定する職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60 年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任 等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当た っては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び 第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければなら ない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職の うちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

- 第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る管理監督職助務と限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。
 - (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるた

- め、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、 当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することが できず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務

をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の 他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合に おいて、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が 消滅したと認めるときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務職員の任用

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第2項を次のように改める。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、 同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	6 1 年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	6 2 年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	6 3 年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	6 4 年

附則に次の1項を加える。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法 律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下こ の項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度 (以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき 年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に 職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべ き年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務 の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以 下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては、 当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末 日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日 が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員 に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び 給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとすると ともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるも のとする。

(公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成13年岩倉市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第9条」を「並びに第9条」に改める。

第3条第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同条第3号中「地公法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 岩倉市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの 規定により同条第1項に規定する異動期間(同項から同条第4項ま での規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条 に規定する職を占める職員

(岩倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 岩倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年 岩倉市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。 (岩倉市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 岩倉市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和46年岩倉 市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後 段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に 相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(停職の効果)」を付する。

第5条に見出しとして「(委任)」を付する。

(岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年岩倉市条 例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削り、同条第3項中「第1項の」を「前項の」に改め、 同項を同条第2項とし、同条第4項中「第28条の4第1項、第28条 の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4 第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職 を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時 間勤務職員」に改め、同項を同条第3項とし、同条に次の2項を加える。

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により 採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間 は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない 期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。
- 5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項 に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時 間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。

第3条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)」に改め、同条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第4条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第8条の3第1項中「配偶者」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第4項において同じ。)」に改め、同条第4項中「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)」を「配偶者」に、「職員の配偶者」を「職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第4項において同じ。)」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用 短時間勤務職員等」に改める。

第15条第3項及び第15条の2第3項中「同条例」を「給与条例」 に改める。

第17条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 岩倉市職員の育児休業等に関する条例(平成4年岩倉市条例第5 号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 岩倉市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの 規定により同条第1項に規定する異動期間(同項から同条第4項ま での規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6 条に規定する職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 岩倉市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの 規定により同条第1項に規定する異動期間(同項から同条第4項ま での規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6 条に規定する職を占める職員

第16条の表第6条第1項の項中「第3項」を「第5項」に改め、同表第7条第1項の項を削り、同表第15条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第16条第3項ただし書及び第4項の項中「第16条第3項ただし書及び第4項」を「第16条第3項及び第4項ただし書」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の表第15条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第16条第3項ただし書及び第4項並びに第25条第1項の項中「第16条第3項ただし書及び第4項並びに第25条第1項」を「第16条第3項及び第4項ただし書並びに第24条の2」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第24条の2の項を削る。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」 に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に 改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時 間勤務職員等」に改める。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(岩倉市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の廃止等)」を付する。

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第3項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

3 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第3項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」と

する。

(岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 岩倉市職員の給与に関する条例(昭和46年岩倉市条例第33号) の一部を次のように改正する。

第6条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改める。 第7条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第7条 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第13条の2の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(地域手当)」 を付する。

第13条の3を削る。

第15条第1項第2号中「以下」を「以下この条において」に改め、 同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に、「以下」を「第3号に おいて」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再 任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第2項中「場合は」を「場合には」に改め、同項第1号中「第4項」を「次項」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第2項」を「前項」に、「場合は」を「場合には」に、「「100分の」を「、「100分の」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間(市長が規則で定める時間を除く。)について、勤務1時

間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に 100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定め る割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、定 年前再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割 振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務 の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間と の合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限 りでない。

第16条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改め、同項第2号中「第3項」を「前項」に、「時間」を「時間(同項に規定する市長が規則で定める時間を除く。)」に改め、同条第6項第1号中「場合は」を「場合には」に改め、同項第2号中「第3項」を「第4項」に改め、同条第7項中「第4項」を「第3項」に改める。

第20条第2項中「第21条第2項」を「第21条第2項第1号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「「100分の67.5」を「、「100分の67.5」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで及び第5項」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「その者」を「当該職員」に改める。

第24条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第11条」を「第6条、第11条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第1項の見出しを「(施行期日)」に改める。

附則第3項から第17項までを削り、附則に次の見出し及び7項を加える。

(定年の引上げに伴う給料月額に関する特例措置)

3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第5項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100

分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

- 4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 岩倉市職員の定年等に関する条例(昭和59年岩倉市条例第2号。 以下「定年条例」という。)第9条第1項又は第2項の規定により 同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により 延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する 職を占める職員
 - (3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員 (定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適 用されていた職員を除く。)
- 5 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第7項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第5項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則 第3項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当 該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、 当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めると ころにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第5項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表第1の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前 再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改め る。

定年前再	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
任用短時	給料月額							
間勤務職	円	円	円	円	円	円	円	円
員	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900

別表第2の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前 再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改め る。

定年前再	基			準	基			準	基			準	基			準	基			準
任用短時	給	料	月	額	給	料	月	額	給	料	月	額	給	料	月	額	給	料	月	額
間勤務職				円				円				田				円				円
員			193,	600			204,	700			223,	200			244,	000			274,	700

(岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和47年 岩倉市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に 改め、同条第3項中「、勤勉手当及び退職手当」を「及び勤勉手当」に 改める。 第6条第2項第1号中「含む」を「含む。以下同じ」に改める。

第7条中「次に掲げる職員」を「自ら居住する住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(管理者が別に定める職員を除く。)」に改め、同条各号を削る。

第8条中「職員」を「職員(交通機関を利用し、又は自動車その他の 交通の用具を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外 の職員であって、通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び徒 歩により通勤する職員を除く。)」に改める。

第11条第1項を削り、同条第2項中「休日等」を「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該祝日法による休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該祝日法による休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。)(代休日を指定されて、当該年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該年末年始の休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)」に、「当該」を「その正規の勤務時間中に」に改め、同項を同条とする。

第13条第2項中「第10条、第11条第2項及び前条」を「前3条」 に改める。

第13条の2中「受ける職員」を「受ける職員(次項において「管理 監督職員」という。)」に、「年末年始の休日等」を「年末年始の休日等(以 下「週休日等」という。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の 臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時 までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該 職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第14条中「12月1日に在職する職員」を「12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員」 に改め、同条に後段として次のように加える。

これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(管理者が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

第15条中「12月1日に在職する職員」を「12月1日(以下この

条においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員」 に改め、同条に後段として次のように加える。

これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(管理者が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

第18条第1項中「休日等」を「祝日法による休日等又は年末年始の休日等」に、「(労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての承認を受けた場合を除く。)を除くほか」を「を除き」に改め、同条第2項中「又は介護休暇(当該職員が」を「、介護休暇(当該職員が要介護者(」に、「支障があるもの」を「支障があるものをいう。以下同じ。)」に、「の承認」を「又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認」に改め、同条を第17条とし、第19条を第18条とし、第20条を第19条とし、第21条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第21条 企業職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類及び基準は、地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年岩倉市条例第8号)の適用を受ける職員の例による。第22条を削る。

第23条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「、第7条及び第16条」を「及び第7条」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、同条を第22条とし、第24条を第23条とする。

(岩倉市職員の再任用に関する条例の廃止)

第9条 岩倉市職員の再任用に関する条例(平成13年岩倉市条例第3号) は、廃止する。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9

条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に 第1条の規定による改正前の岩倉市職員の定年等に関する条例(以下「旧 定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務すること とされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第 2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が 施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長 職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定に より延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正 後の岩倉市職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第 4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、 これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長す ることができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に 係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を 超えることができない。
- 2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条及び次条において「年齢65年到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3 条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)次項第5号において同じ。)をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、 年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用し ようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従 前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超 えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することが できる。
 - (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ 当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超

えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

- 第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定 する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年 条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

- 第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合に おける令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用す る新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる 職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定す

る職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

- 第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。
 - (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)
- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当

年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、 年齢60年とする。

(公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 暫定再任用職員(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)に対する第2条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣に関する条例第3条第1号の規定の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員(岩倉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年岩倉市条例第号)附則第3条第1項又は第2項の規定により採用された職員を除く。)」とする。

(岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の岩 倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「新勤務時間条例」と いう。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、 新勤務時間条例の規定を適用する。

(岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 第7条の規定による改正後の岩倉市職員の給与に関する条例 (以下「新給与条例」という。)附則第3項から第9項までの規定は、令 和3年改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定又は附則第2条第 1項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び 次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第 7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員(第4項から第6項までに おいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合 に適用される新給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用 短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第5条第 3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とす る。
- 3 第6条の規定による改正後の岩倉市職員の育児休業等に関する条例第 16条に規定する育児短時間勤務職員等である暫定再任用職員に対する 前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、第5 条の規定による改正後の岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2条第2項又は第5項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤 務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額 とする」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、新勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第2項並びに第16条第3項及び第4項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与 条例第20条第3項の規定を適用する。
- 7 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合に おける勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の 算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用 短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び岩倉市 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年岩倉

市条例第 号)附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

- 8 新給与条例第6条、第11条から第13条まで及び第14条の規定は、 暫定再任用職員には適用しない。
- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う 経過措置)

第13条 第8条の規定による改正後の岩倉市企業職員の給与の種類及び 基準に関する条例第5条、第6条及び第7条の規定は、暫定再任用職員 には適用しない。

(岩倉市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第14条 岩倉市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例(平成27 年岩倉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第2項」を「第2条第5項」に改める。

(地方公務員法第22条の2第1項第2号の会計年度任用職員の給与に 関する条例の一部改正)

第15条 地方公務員法第22条の2第1項第2号の会計年度任用職員の 給与に関する条例(令和2年岩倉市条例第34号)の一部を次のように 改正する。

第10条中「第3項本文」を「第4項本文」に、「同条第2項」を「同条第1項中「、正規の勤務時間」を「、地方公務員法第22条の2第1項第2号の会計年度任用職員の給与に関する条例(以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第3条に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)」と、同条第2項、第4項及び第5項」に、「第15条第1項」と、同条第3項」を「会計年度任用職員給与条例第15条第1項」と、同条第4項」に、「「第23条第1項」とあるのは「第15条第1項」と、同条第5項中「第23条第1項」とあるのは「第15条第1項」と、同項第1号」を「同条第5項第1号」に改める。

第11条中「、同条第1項中「休日勤務手当は、勤務時間条例第9条」 とあるのは「休日勤務手当は、岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する 条例(平成7年岩倉市条例第20号。以下「勤務時間条例」という。)第 9条」と」を削り、「第15条第1項」を「会計年度任用職員給与条例第 15条第1項」に改める。

第12条中「第15条第1項」を「会計年度任用職員給与条例第15 条第1項」に改める。